

## 香住区における学校再編に伴う放課後児童クラブの設置について (案)

### 1. 小学校区ごとに設置する。

香住区の小学校・幼稚園の再編（統合）を迎えるにあたり、「今後も地域（現小学校区ごと）に放課後児童クラブを設置してほしい」という保護者の声が多く見受けられることを踏まえ、引き続き健全な保育と子育て支援の充実を図ることとし、当面は小学校区ごとに放課後児童クラブを設置することとする。

ただし、原則として、通年利用希望者が5人（※1）に満たない放課後児童クラブについては、当該年度は開設しないこととする。（利用希望者が5人に満たない場合は、必要に応じて、開設の可否を含め別途対応を検討する。）

また、利用者は年度を通して申請した放課後児童クラブを利用することとし、原則として、利用者の都合による利用施設の随時の変更は認めないこととする。

※1 開設の目安として、香住区内の放課後児童クラブの最低定員10人の1/2を設定する。

### 2. 小学校・幼稚園統合後は統合先か住所地の現小学校区に設置する放課後児童クラブ等のいずれかを利用可とする。（別紙のとおり）

### 3. 開設日等（現行どおり）

#### ①開設日

月曜日から土曜日。ただし、国民の祝日、8月13日から15日、12月29日から1月3日は除きます。

#### ②開設時間

(1)月曜から金曜日 幼稚園・小学校の終業時間から午後6時

(2)土曜・休業日 午前7時30分から午後6時

③その他入所条件、利用料等については、現行どおりとする。

### 4. その他

#### ①通所方法

原則として、放課後児童クラブへの児童・園児の送迎は保護者が行うこととしているが、統合後に香住小学校区以外の放課後児童クラブを利用する児童・園児については、登校（園）日に限り、下校（降園）時に指定の通学方法であるスクールバス等を利用して放課後児童クラブ最寄りの降車所まで移動することとする。

小学校・幼稚園の再編（統合）に伴う利用可能な放課後児童クラブ等一覧表

| 年度    | 再編<br>内容                     | 区分   | 小学校区                | 利用可能な放課後児童クラブ等    |
|-------|------------------------------|------|---------------------|-------------------|
| 令和6年度 | 奥佐津・佐津・香住<br>小学校及び幼稚園の統合     | 小学生  | 奥佐津、佐津              | 住所地の小学校区の放課後児童クラブ |
|       |                              |      | 香住                  | スマイルかすみ           |
|       |                              | 幼稚園児 | 奥佐津、佐津              | 住所地の小学校区の放課後児童クラブ |
|       |                              |      | 香住                  | 香住区統合幼稚園の預かり保育事業  |
| 令和8年度 | 柴山・長井・余部・香住統合<br>小学校及び幼稚園の統合 | 小学生  | 奥佐津、佐津、<br>柴山、長井、余部 | 住所地の小学校区の放課後児童クラブ |
|       |                              |      | 香住                  | スマイルかすみ           |
|       |                              | 幼稚園児 | 奥佐津、佐津、<br>柴山、長井、余部 | 住所地の小学校区の放課後児童クラブ |
|       |                              |      | 香住                  | 香住区統合幼稚園の預かり保育事業  |

※希望する放課後児童クラブが開設されなかった場合は、統合先の小学校区又は最寄りの放課後児童クラブを利用できることとする。